

再入学

退学／除籍

☞ p.34～35

玉川大学を途中で退学（依願退学）した者、あるいは除籍（授業料未納による除籍者）となった者が、再入学を希望する場合、欠員がある場合に限り選考の上、許可することがあります。

《再入学の流れ》

入試広報部で「再入学志願書」をもらう

再入学の申込要項に従い、授業運営課窓口にて出願資格を書面で確認

「再入学志願書」の提出
出願書類：玉川大学再入学に関する規程第4条参照
出願期間：春学期再入学 2月中の指定期間
秋学期再入学 7月中の指定期間
提出先：入試広報部

筆記試験および面接試験

当該学部による審査

可否決定（教授会の議を経て学長が決定）

再入学手続き（合格者のみ）
玉川大学再入学に関する規程第7・8条参照

再入学許可

玉川大学再入学に関する
規程 ☞ p.288

●再入学出願資格

■再入学の資格を有する者

退学日または除籍日の次セメスターの開始日から再入学日までの期間が半年以上10年以下の者で、以下のいずれかに該当する者

- (1) 依願退学者（学則第30条）
- (2) 授業料等未納による除籍者（学則第38条第3項）
*ただし、未納分の学費を完納することが条件（再入学に関する規程第9条）

■再入学の資格を有しない者

- (1) 在学中に2回以上学習継続条件の警告を受けた者
- (2) 懲戒による退学処分者（学則第37条）
- (3) 最長在学年数の規程により、退学した者（学則第9条）
- (4) 再入学した後、退学または除籍された者

玉川大学学則

☞ p.280～287

●修業年限

学習継続条件

☞ p.64

再入学学生の修業年限は、退学または除籍以前の在籍年数と通算して4年とし、在学年数も退学または除籍以前のそれと通算して8年を超えることはできません。